

#### 第1条（総則）

この会の名称は、「とよた防災まちづくりプロジェクト（以下「本会」と略す）」と称し、所在地を豊田市小坂町とする。

#### 第2条（目的）

本会は、東海地震などの自然災害に備えるため、防災に関する講習など、具体的な指導・支援活動の事業を行い、各種団体と連携を図ることによって、災害に強いまちづくりへの普及・啓発活動の推進を目的とする。

#### 第3条（活動の分野）

本会は、会の目的に達成するため、特定非営利活動促進法の、「災害救助活動」に該当する活動を行う。

#### 第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災・災害に関する講習会・研修会等の啓発事業
- (2) 各種団体とのネットワークづくり事業
- (3) 防災・災害に関する情報収集・発信事業
- (4) その他上記に付随する事業

#### 第5条（事業年度）

本会の事業年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第6条（活動範囲）

本会の主たる活動範囲は、豊田市全域とする。

#### 第7条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、次の2種類とする。
  - ① 正会員：この会の目的に賛同して入会した者
  - ② 賛助会員：この会の事業に賛同して賛助する者又は団体
- (2) 正会員は議決権があり、賛助会員は議決権をなしとする。
- (3) 会員は、本規約を遵守しなければならない。

#### 第8条（入会条件）

本会の会員になろうとする者は、会長に対し入会を申請し、その承諾を得なければならない。

## 第9条（退会）

本会の退会については、次のとおりとする。

- (1) 退会する会員は、会長に対し退会願いを提出、その承認を得なければならない。
- (2) 本会を不正に利用した時、または本会を著しく損ずる言行をした場合等は、退会を通告する。

## 第10条（役員）

本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 本会には、以下の役員を置く。
  - ① 会長：総括責任者
  - ② 副会長：副総括責任者
  - ③ 会計：会計事務
  - ④ 監事：調整役及び会計監査
- (2) 役員を選出にあつては、通常総会で決定する。
- (3) 役員任期は原則1年とするが、再任を防げない。

## 第11条（会費）

本会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 会費は、次の2種類とする。
  - ① 正会員：年会費1口1,000円で1口以上
  - ② 賛助会員：個人 年会費1口1,000円で1口以上  
団体 年会費1口3,000円で1口以上
- (2) 会員は会費等、定められた金額を納入しなければならない。

## 第12条（会計）

本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- (2) 収入は、会費及び事業収入をもって充てる。
- (3) 任意の寄付は、妨げない。
- (4) 監事は、年1回以上、会計監査を行う。
- (5) 事業年度終了時、すべての会員に会計報告する。

## 第13条（運営）

本会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 定例会は、原則として毎月第3水曜日の午後7時から行う。
- (2) 通常総会は、毎年1回開催する。
- (3) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - ① 会長が必要と認め、招集の要請をしたとき。
  - ② 正会員の3分の1以上から招集の希望があるとき。

第14条（その他）

- （1）本会の運営に必要な事項の変更は、総会に出席した正会員の4分の3の賛成をもって決定する。
- （2）本規約に定めのないものは、正会員の総意により決定する。

附則

この規約は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。